

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部幼児教育担当課長

保育対策課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育所等への登園について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」に配慮しながら保育を実施しております。保護者の皆様には、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年1月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたところですが、1月8日付けで「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」を策定し、これを踏まえ市内の保育所等については、感染防止対策を徹底した上で、引き続き原則開所することといたしました。

これまでもお伝えしておりますが、お子様や同居されている御家族の体調がすぐれない、PCR検査を実施することになった等の状況については、すみやかに保育所等に御連絡していただくとともに、改めて、次の対応について御確認くださいようお願いいたします。

なお、今後の対応については、国・県の方針や、本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ変更する場合があります。

	状況	対象者	対応
1	発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合	在園児	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園停止 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
2		在園児の同居家族	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは送迎を停止 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
3	濃厚接触者に特定された場合	在園児	・健康観察期間中の登園停止 ※保育料の減額対象
4		在園児の同居家族	・健康観察期間中の送迎を停止

	状況	対応
5	在園児及びその同居家族が、かかりつけ医等の判断により、PCR 検査等を実施することとなった場合	・ 検査結果が確認されるまでは、在園児は登園停止 ※保育料の減額対象

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）
認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業、おなかま保育室

【問合せ先】

（認可保育所の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、おなかま保育室の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育所の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

（保育料に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727